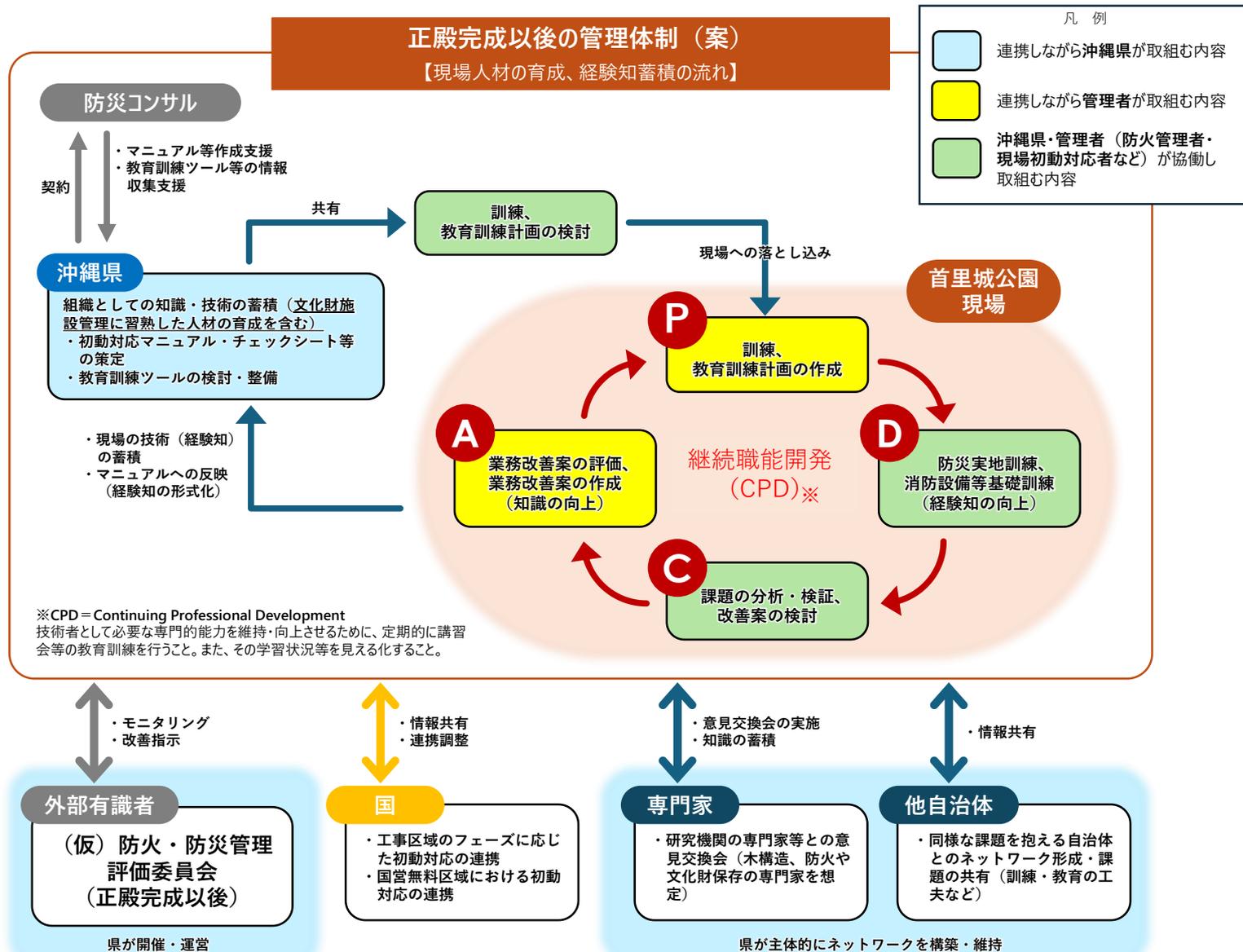


令和6年度 第2回
首里城公園管理体制構築検討委員会

【資料5】管理運営の仕組みの見直し

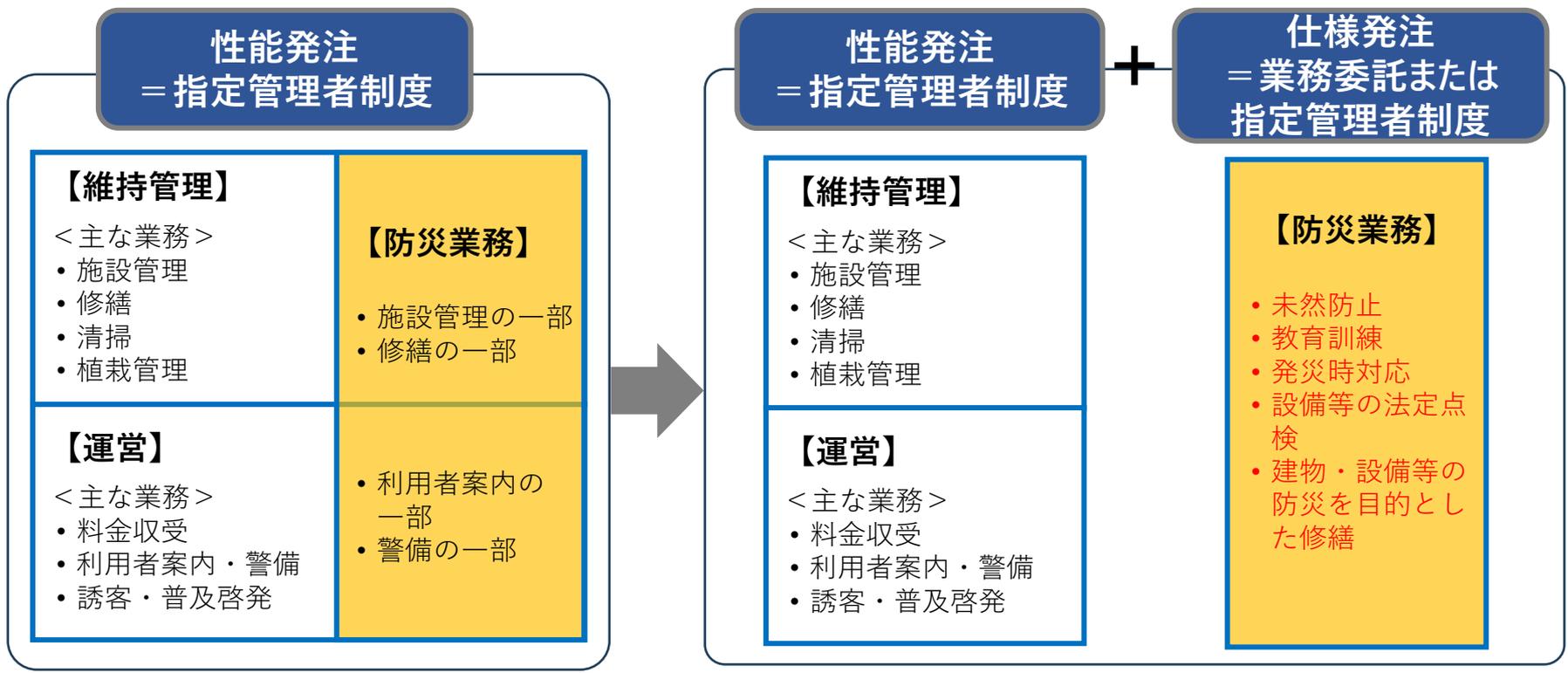
県が主体的に関わる仕組み（案）

首里城公園における防災や防火管理について、沖縄県および現場における人材育成や経験値の蓄積を図る。

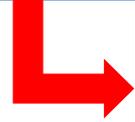


契約の見直し（案）

防災業務の切り分けを行い、仕様発注や費用の別計上等をすることにより責任の所在と範囲の明確化や、変化していく防災業務に対応できる仕組みを構築する。



- **【防災業務】は仕様発注とし、業務の履行方法等を詳細に規定し、細部に至るまで県が管理・監督し、（仮）防火・防災管理評価委員会にてモニタリングを実施。**
- **【防災業務】に係る経費は、【維持管理】及び【運営】とは分けて計上。**
- **管理区域の拡大等防災体制の見直しが必要な場合には、変更協議を行い、仕様を変更し、必要額を増額。**

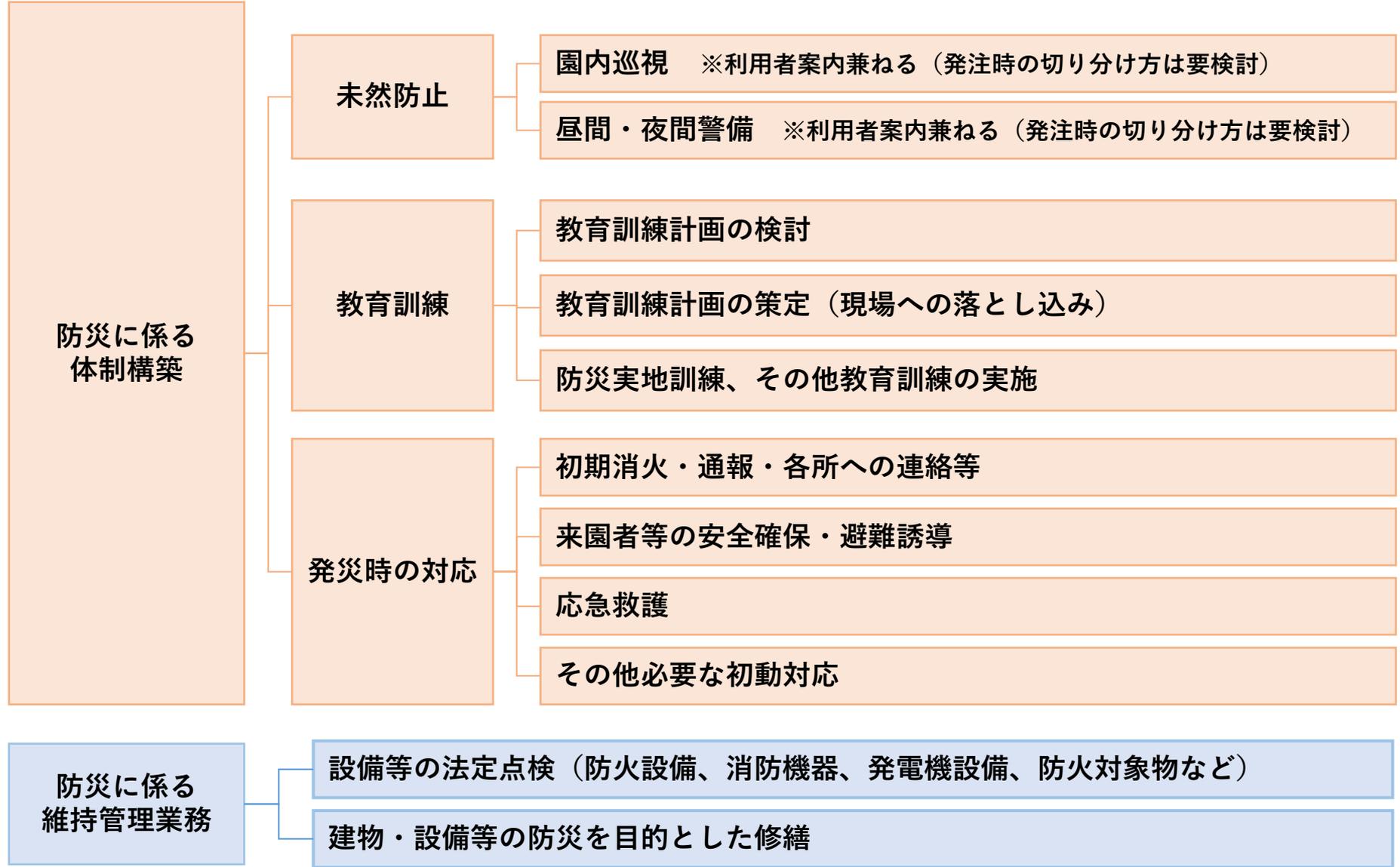


- ✓ **業者の資質によらず、一定の管理レベルを確保できる。**
- ✓ **県の責任と業者の責任の所在と範囲が明確化。**
- ✓ **変更が生じても実行体制を確保できる。**

- 【今後の要検討事項】**
- ・防災業務の切り分け方
 - ・変更時の手続き手法
 - ・防災業務の財源確保策・県職員体制の確保

防災業務の切り分け

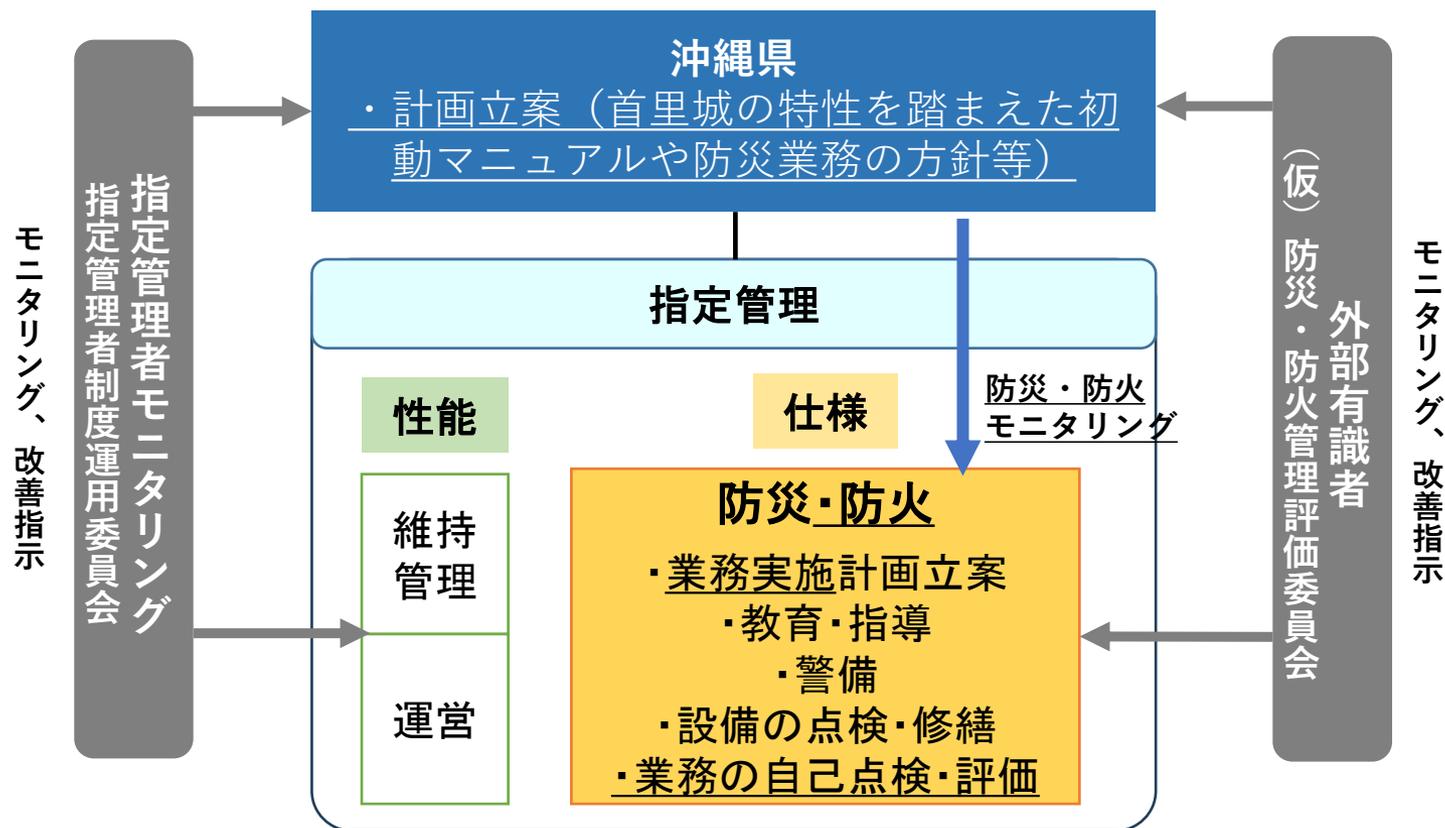
切り分けて位置づけする防災業務のイメージは下記のとおり。



2. 防災業務の契約形態手法

事務局案：指定管理業務の中で仕様発注（修正案）

図中下線部：令和6年度第1回検討委員会からの修正事項



- 指定管理業務の中で、維持管理・運營業務と防災業務を組み合わせて発注する。
- 防災業務は仕様基準とし、県が主体性を持って取り組むとともに予算の見える化を行う。
- 業務は同一事業者が担う。
- 県による防災・防火モニタリングを実施し、仕様に基づき業務を遂行しているか確認を行う。
- 防災業務については第三者委員会の委員による年複数回の現地確認などにより緊張感の維持に努める。

3. 防災業務の仕様書検討

防災業務の仕様に規定するの目次は下記のとおり。

前回委員会において、意見のあった「県の主体性・責任」「業務の自己点検と評価の重要性」について、総則や業務内容に反映するよう作成。

<ul style="list-style-type: none">1 <u>総則</u><ul style="list-style-type: none">(1) <u>目的</u>(2) 共通(3) 指定管理者の責務(4) 県と指定管理者の責任分担(5) <u>業務遂行に係る基本方針</u>(6) 防災・防火業務計画書の作成(7) 業務時間(8) <u>業務実施体制の整備</u>(9) <u>管理責任者等の要件</u>(10) 有資格者等の配置2 <u>業務内容</u><ul style="list-style-type: none">(1) <u>防災に係る体制構築</u><ul style="list-style-type: none">ア <u>未然防止</u>イ <u>教育・訓練</u>ウ <u>発災時の対応</u>(2) <u>防災に係る維持管理業務</u><ul style="list-style-type: none">ア <u>建物・設備等の点検</u>イ <u>建物・設備等の防災を目的とした修繕</u>ウ <u>安全管理（消防計画の作成含む）</u>エ <u>安全確保</u>オ <u>災害等の発生後対応</u>(3) <u>業務報告</u>(4) <u>自己点検及び業務改善</u>	<ul style="list-style-type: none">3 その他<ul style="list-style-type: none">(1) 県が実施する業務の協力(2) 業務の再委託(3) その他4 巻末補足資料
---	--